

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

目 次

第 1 部 株主総会に関する規律の見直し	1
第 1 株主総会資料の電子提供制度	1
1 定款の定め	1
2 電子提供措置	1
3 株主総会の招集の通知	2
(1) 発送期限	2
(2) 記載事項	2
4 株主総会参考書類等の交付又は提供等	3
(1) 会社法第 301 条第 1 項の特則等	3
(2) 書面交付請求	3
5 電子提供措置の中断	3
6 電子提供措置の調査	4
第 2 株主提案権	4
1 提案することができる議案の数	4
2 内容による提案の制限	5
第 2 部 取締役等に関する規律の見直し	5
第 1 取締役等への適切なインセンティブの付与	5
1 取締役の報酬等	5
(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針	5
(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め	6
(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任	6
(4) 株式報酬等	7
(5) 情報開示の充実	7
2 会社補償	8
3 役員等賠償責任保険契約	9
第 2 社外取締役の活用等	10
1 業務執行の社外取締役への委託	10
2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任	11
3 社外取締役を置くことの義務付け	11
第 3 部 その他	11
第 1 社債の管理	11
1 社債管理補助者	11
(1) 社債管理補助者の設置	11

(2)	社債管理補助者の資格	12
(3)	社債管理補助者の義務	12
(4)	社債管理補助者の権限等	12
(5)	特別代理人の選任	13
(6)	社債管理補助者の行為の方式	13
(7)	二以上の社債管理補助者がある場合	13
(8)	社債管理補助者の責任	13
(9)	社債管理補助者の辞任等	13
(10)	社債権者集会の招集等	14
(11)	募集事項等	14
2	社債権者集会	15
(1)	元利金の減免	15
(2)	社債権者集会の決議の省略	15
第2	株式交付	15
1	定義等	15
2	株式交付計画	15
3	株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等	16
4	株式交付の効力の発生	18
5	株式交付親会社の手続	18
第3	その他	19
1	責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	19
2	議決権行使書面の閲覧等	19
3	株式の併合等に関する事前開示事項	20
4	新株予約権に関する登記	20
5	株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書	20
6	会社の支店の所在地における登記の廃止	21

会社法制(企業統治等)の見直しに関する中間試案に対する意見(概要)

平成30年4月1日提出
法令改正検討委員会

はじめに

本年2月14日の法制審議会・会社法制部会において、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」がとりまとめられ、2月28日から4月13日までの期間でパブリックコメントの募集が実施された。

今回の会社法の改正は、直接的には平成26年改正会社法附則で言及された社外取締役の設置の義務付けの可否の検討が契機であったが、それにとどまらず株主総会に関する規律の見直しや取締役等に関する規律の見直しに関わる諸事項が取り上げられている。これらは、監査役業務や経営の健全性確保にも大きな影響を与えることから、監査懇話会としての意見を申し述べるべく、法令改正検討委員会において検討を行ってきた。7回の勉強会・委員会を開催して、以下の意見(案)を作成し、理事会の承認を得て、法務省に提出した。

1 提出した意見の概要

(1) 株主総会資料の電子提供制度

<中間試案の概要>

事業報告等の株主総会資料の提供においてインターネットが活用されることにより、会社における印刷及び郵送の費用を削減することができるだけでなく、以下のような効果も期待することができる」と指摘されている。

- ① 印刷及び郵送が不要となることによる早期の情報提供の促進
- ② 印刷及び郵送の制約がなくなることによる株主へ提供される情報の充実

- ・株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、適法に提供したものとする制度を新たに設ける。
- ・書面の交付を希望する株主は、株式会社に対してウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求することができるようにする。
 - ・上場会社に対しては、この制度の利用を義務付ける。

<当会の意見>

株主総会資料の電子提供制度の創設自体に反対しないが、現行法の「ウェブ開示によるみなし提供制度」における除外規定(会社法施行規則第94条第1項第5号・第133条第3項第2号)を踏まえ、次の3項目は、新たな電子提供制度においても監査役等が異議を述べた場合は、電子提供に加え文書としても株主に交付しなければならない特則を設けるべきである。

(1) 監査役会(監査等委員会・監査委員会を含む。)監査報告に、異なる意見が付記されている場合における監査報告。

(2) 監査役又は監査等委員会が、株主総会に提出される議案・書類等が法令若しくは定

款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときに、株主総会参考書類に記載すべき報告の内容の概要。

(3) 監査役又は監査等委員である取締役の選任・解任・辞任について、意見がある場合に株主総会参考書類に記載すべき意見の概要。

(2) 取締役の報酬等

<中間試案の概要>

インセンティブ報酬として株式報酬を導入する企業が増加傾向にあると指摘されている。また、会社法上の報酬に関する規律に対しては、報酬の決定方針等についてより透明性を高めることの重要性が指摘されている。

- (1) 取締役の報酬の内容に係る決定に関する方針についての株主総会における説明義務を新たに設ける。
- (2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議事項を見直す。
- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任
- (4) 株式や新株予約権を活用したインセンティブ報酬を付与する場合の規律の見直し
- (5) 事業報告による情報開示を充実させる。

<当会の意見>

(1) 取締役の報酬等の内容に関わる決定に関する方針

【意見】

賛成である。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

【意見】

賛成である。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【意見】

A 案に賛成である

(5) 情報開示の充実

【意見】

賛成である。

(3) 会社補償

<中間試案の概要>

優秀な人材を確保するとともに、役員が過度にリスクを回避しないようにする手段として、会社役員賠償責任保険や会社補償の重要性が高まっていると指摘されている。役員等に対する責任追及等に関して役員等が要した防御費用や賠償金を株式会社が補償することについて、会社法に規定を設け、適切な運用がされるようにすべきであると指摘されている。

- 株式会社が補償をすることができる費用等の範囲や、そのために必要な手続に関する規定を会社法に設ける。

① 防御費用：相当と認められる範囲に限る。

②賠償金：会社への賠償金は除外。第三者への賠償金は善意無重過失に限る。

<当会の意見>

会社補償に関して新たな規定を設けること、及び補償の範囲には賛成である。しかし、補償契約の内容の決定手続きについては、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議に加えて、議案を取締役に提出する場合には、各監査役等の同意を得なければならないものとするべきである。

（４）役員等賠償責任保険契約

<中間試案の概要>

株式会社が役員等のためにいわゆる会社役員賠償責任保険（D＆O保険）に加入するための手続等について、会社法に規定を設け、適切な運用がされるようにすべきであると指摘されている。

→ 取締役会の決議を得ることや、加入しているD＆O保険に関する情報開示等に関する規定を会社法に設ける。

<当会の意見>

株式会社が役員等のためにいわゆる会社役員賠償責任保険（D＆O保険）に加入するための手続等について新たな規定を設けることには賛成である。しかし、役員等賠償責任保険の保険料の全額を会社が負担する場合は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議に加えて、議案を取締役に提出する場合には、各監査役等の同意を得なければならないものとするべきである。

（５）業務執行の社外取締役への委託

<中間試案の概要>

社外取締役が業務執行を行うと、「社外」要件を満たさなくなる（会社法2条15号イ）。言い換えれば、社外取締役が、社外取締役であり続けるためには、業務執行を行ってはならないこととなるが、「業務執行」とは何か現行会社法上、明確な定義は定められていない。

→ 以下の場合には、株式会社が取締役会の決議によって、社外取締役に対して、特定の業務の執行を委任できるものとする。

- ① 会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合。
- ② 社外取締役が会社の業務（業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務を除く）を執行することが相当と認めるとき。

<当会の意見>

① 議案を取締役に提出する場合には各監査役等の同意を得なければならないものとするべきである。

② 業務執行を委託することのできる社外取締役は監査等委員と監査委員を除くべきである。

（６）監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

<中間試案の概要>

監査役設置会社についても、一定の要件の下で、監査等委員会設置会社と同様の範囲で、

取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任し、取締役会の機能・役割を、モニタリング（監督）中心とできないか。

→

〔A案〕 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

（注）「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

〔B案〕 現行法の規律を見直さないものとする。

<当会の意見>

〔B案〕に賛成である。

【理由】

(1) 本来、このA案の提案の背景にあったものは、①重要性が低い事項が取締役会の決議事項として上程される懸念があり、委任によって機動的な業務執行の決定を可能にしたいということと、②個々の決議よりも経営方針の策定や経営者の成績評価を通して監督していくというモニタリング・システムを志向するものであったと理解している。

上記①に関しては、実際の会社の処方としては、取締役会の付議事項の条件見直しを行い、決議事項の数量を減少させる工夫を行っていることが一般的である。

②に関しても、委任の必要性があるならば、それが可能である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社を機関設計として選択することが最も自然である。

(2) 委員会型に移行することなく、監査役設置会社のままで、モニタリング・システムを志向したいという会社があるように言われているが、実際面では、CGコードへの対応などを契機に、社外取締役を複数選任して、任意の指名委員会や報酬委員会等を設置し、本来の業務執行の決定を通じた経営の監督と共に、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の監督機能を強化するための先進的工夫を既に実行している会社が多く存在している。監査役設置会社の取締役会による経営の監督機能の実効性の向上策としてはこのような方式の方が、今回提案のA案よりも現実的と思われる。

(3) 今回提案の、社外取締役が過半数であること等の要件の下での重要な業務執行の決定の取締役への委任は、結局、取締役会の開催頻度の減少となり取締役会の監督機能が低下するのではないかと懸念がある。また社外取締役の各種重要会議への関与の度合いが薄れ、代表取締役の独裁的な会社運営のおそれがないとは言いきれない。さらに、このような状況においては、監査役による監査に支障をきたすおそれが考えられる。そうした場合、監査等委員会設置会社の選任等・報酬等に対する意見陳述権や指名委員会等設置会社の指名委員会・報酬委員会等の監督機能の法的保障がない監査役設置会社では歯止めが効かないおそれがある。また、組織監査を前提とせず内部監査部門等への指示命令権の法的保障が明確

でない監査役監査の場合、監査機能が大きく低下するおそれがある。監査役等で構成する当会としては、大きな懸念を感じる。

(4) 現在の3種類の機関設計に今回のA案のようなガバナンス・メニューを追加することは、理論上の選択としては考えられるが、現実的には各種実業界の代表が意見陳述されている通り、このようなガバナンス・メニューの追加を希望する声は、ほとんど在野にはないという事実は無視できない。実務上のニーズがほとんどない中で、会社法の変更は必要がないと思われる。

(7) 社外取締役を置くことの義務付け

<中間試案の概要>

平成29年7月調査時点では、東証一部上場会社の99.6%、東証全上場会社の96.9%が社外取締役を置いている。

→ 国内外の投資家から経営陣に対する信頼性を確保するためには、義務付けが必要であるなどの積極意見と、もう少し現在の制度下での実証的な検証をする必要があり、義務付けをすることは時期尚早であるなどの消極意見との両論あり。

[A案]監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは社外取締役を置かなければならないものとする。

[B案]現行法の規律を見直さないものとする。

<当会の意見>

[A案]に賛成である。

【理由】

(1) 取締役会による業務執行の監督をいかに機能させるかは、コーポレート・ガバナンスの重要な課題である。その中で社外取締役による独立した立場からの適切な監督に期待が寄せられ、積極的な活用が進められてきた。監査役会設置会社では、複数の社外監査役に加えて社外取締役が選任されることによって経営の監督が一層有効なものとなる。取締役の職務執行を監査する監査役と業務執行取締役の監督に関わる社外取締役が、ともに非業務執行役員として積極的な情報交換等により連携することによって、各々の監査機能と監督機能を高い実効性を持って果たすことが出来る。

(2) 会社法によって社外取締役の設置が義務づけられることにより、選任された社外取締役は、この規定の重みを十分理解して受諾すると共に、責務の認識も高まり、使命感を持つことになる。複数の会社を兼任する場合についても、その兼任数を責任を持って、合理的な範囲で判断をすることになる。

これらのことにより、社外取締役と監査役（会）との連携（情報交換、認識共有を図る）・協働（モニタリング、取締役会での意見陳述などの役割分担）においても、実効性が大いに促進されることが期待される。

(3) A案が主に対象とする上場会社に対しては、社外取締役に関する規律付けがすでに進んでいる。会社法では、設置を義務づけてはいないが、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することが求められており、社外取締役の設置が望ましいとの方向づけは明らかである。CGコードでは、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべしとしており、

また、東証上場規程では、取締役である独立役員を1名以上確保することを明記している。これらの状況を踏まえると、社外取締役の設置はコーポレートガバナンスの基本として推奨されるべきであるとの認識は定着しており、会社法において義務化を明確に規定すべきであるとする。

(4) 社外取締役の義務化は、監督機能、助言機能の強化や諸外国との比較の観点から、海外投資家にとって分かりやすい制度と考えられる。

さらには、「社外取締役を置いていない場合の理由の開示」など現行の会社法の社外取締役に係る条項は、義務化が出来なかったことから制定されたものであり、これを機に「社外取締役設置の義務化」を明記して、分かりやすくすることが望ましいと考える。

(8) 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

<中間試案の概要>

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社各監査委員

<当会の意見>

賛成である。

以 上

コーポレートガバナンス・コードの改訂と 投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議

平成 30 年 3 月 26 日

1. はじめに

コーポレートガバナンス改革は、2014年のスチュワードシップ・コード策定（2017年改訂）、2015年のコーポレートガバナンス・コード策定などの各般の施策により、一定の進捗が見られている。一方、現状を見ると、多くの企業において、なお経営陣による果断な経営判断が行われていないのではないかなど様々な課題が指摘されている。また、投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものにとどまっており、企業に「気づき」をもたらす例は限られているとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議においては、平成29年10月以降、コーポレートガバナンス改革の進捗状況の検証を行ってきたが、今般、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言することとした（具体的な改訂案（以下、「コード改訂案」という。）は、別紙1のとおり）。また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すため、コードの改訂にあわせ、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（以下、「対話ガイドライン」という。）の策定を提言する（具体案は、別紙2のとおり）。

2. コードの改訂と対話ガイドラインの策定に当たっての考え方

今回提言するコード改訂案と対話ガイドライン案についての基本的な考え方は、以下のとおりである。

1. 経営環境の変化に対応した経営判断

コーポレートガバナンス改革は、経営陣による果断な経営判断を促すことを通じ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すことをねらいとしている。しかしながら、企業価値の向上に向けてガバナンス改革に取り組む企業も見られる一方、なお多くの企業において経営環境の変化に応じた果断な経営判断が行われていないとの指摘がなされていることについては重く受け止める必要がある。例えば、日本企業においては、事業ポートフォリオの見直しが必ずしも十分に行われていないとの指摘があるが、その背景として、経営陣の資本コストに対する意識が未だ不十分であることが指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、事業ポートフォリオの見直しなどの果断な経営判断が重要であることや、そうした経営判断を行っていくために、自社の資本コストを的確に把握すべきことを明確化する必要があると考えられる。

2. 投資戦略・財務管理の方針

企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、戦略的・計画的に設備投資・研究開発投資・人材投資等を行っていくことも重要である。また、その際には、投資戦略と統合的で、資本コストを意識した適切な財務管理を行っていくことも重要である。

3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等

【CEOの選解任】

経営陣において、特に中心的な役割を果たすのはCEOであり、その選解任は、企業にとって最も重要な戦略的意思決定である*。

他方、多くの企業においては、こうしたCEOの育成・選任に向けた取組みが不十分であることが指摘されており、客観性・適時性・透明性ある手続を確立していくことが必要と考えられる。例えば、CEOの選解任の基準は未だ整備が進んでおらず、後継者計画についても、取締役会による十分な監督が行われている企業は少数にとどまっている状況にある。更に、近年、指名委員会を設置する企業は増加しつつあるものの、CEOの選解任プロセスの独立性・客観性を強化する上では、指名委員会の設置・活用を更に進めていくことが重要となる。

【取締役会の機能発揮等】

取締役会は、CEOをはじめとする経営陣を支える重要な役割・責務を担っており、取締役会全体として適切な知識・経験・能力を備えることが求められる。

また、我が国の上場企業役員に占める女性の割合は現状3.7%にとどまっているが、取締役会がその機能を十分に発揮していく上では、ジェンダー、更には国際性の面を含む多様性を十分に確保していくことが重要である。

4. 政策保有株式

近年、政策保有株式は減少傾向にあるものの、事業法人による保有の減少は緩やかであり、政策保有株式が議決権に占める比率は依然として高い水準にある。

政策保有株式については、企業間で戦略的提携を進めていく上で意義があるとの指摘もある一方、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさ

* CEOの選解任については、これまでもフォローアップ会議において議論を行ってきており、「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」と題する意見書（平成28年2月公表）を取りまとめている。

せているのではないかと指摘や、企業のバランスシートにおいて活用されていないリスク性資産であり、資本管理上非効率ではないかと指摘もなされている。

こうした状況を踏まえれば、政策保有株式について、投資家と企業の間で、これまで以上に深度ある対話が行われることが重要であり、企業には、個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクを具体的に精査した上で、保有の適否を検証し、分かりやすく開示・説明を行うことが求められる。また、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針をしっかりと開示することも重要である。

政策保有株式をめぐっては、保有させている側に対する規律付けの重要性も指摘されたところであり、所要のコード改訂等を提言している。

5. アセットオーナー

コーポレートガバナンス改革を深化させ、インベストメント・チェーンの機能発揮を促していくためには、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行っているアセットオーナーの役割が極めて重要である。

アセットオーナーのうち、公的年金においては、昨年5月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、運用機関に対して実効的なスチュワードシップ活動を求めるなどの動きが見られているが、企業年金については、必ずしも十分に取組みが進んでいない状況にある。企業年金におけるスチュワードシップ活動への関心は総じて低く、実際にこうした活動を行っている企業年金も少ないとの指摘があり、スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金は9基金にとどまっている。また、企業年金においては、スチュワードシップ活動を含めた運用に携わる人材が質的・量的に不足しているのではないかと指摘もなされている。

こうした課題については、一義的には企業年金自体において対処されるべきものであるが、母体企業においても、企業年金の運用が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、自ら主体的に人事面や運営面における取組みを行うことが求められる。我が国の企業年金は1万を超え、形態や規模も様々であるが、こうした取組みが進められることにより、企業年金における運用の専門性が高まるとともに、スチュワードシップ・コードの受入れが広がり、実効的なスチュワードシップ活動が進められていくことを期待したい。

コーポレートガバナンス・コード改訂案及び投資家と企業の対話ガイドライン案 に対する意見（概要）

2018 年 4 月 24 日提出

法令改正検討委員会

はじめに

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、2018 年 3 月 26 日付けで「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」と題する提言を取り纏めて公表した。

これを受けて、金融庁は「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という。）に関して、3 月 26 日から 4 月 29 日までの期間でパブリックコメントの募集を行うことを公表した。「コーポレートガバナンス・コード改訂案」（以下「コード改訂案」という。）については、(株)東京証券取引所上場部が 2018 年 3 月 30 日付で「フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」を公表し、3 月 30 日から 4 月 29 日までの期間でパブリックコメントの募集を行うことになった。

今回のコード改訂案及びガイドライン案は、企業と投資家との対話を通じ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくためのものであるが、これらは、監査役業務や経営の健全性確保にも大きな影響を与えることから、監査懇話会としての意見を申し述べるべく、法令改正検討委員会において検討を行ない、以下の意見（案）を作成した。理事会の承認を得て、4 月 24 日に東証及び金融庁に提出した。

１ コード改訂案及びガイドライン案のポイント

- ①政策保有株式に関して、主要な政策保有株式に限らず個別の政策保有株式について、資本コスト等に照らして保有の適否を検証してその内容を開示すること
- ②ＣＥＯの選解任に関して、取締役会ＣＥＯの後継者計画の策定・運用に主体的に関与することやＣＥＯを解任するための手続を確立すること
- ③経営陣幹部の報酬に関して、取締役会が経営陣の具体的な報酬額を決定すること
- ④指名・報酬に関して、任意の独立した諮問委員会を設置すること
- ⑤独立社外取締役に関しては、現在「少なくとも２名以上」選任すべきとされているが、これに加えて３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきこと
- ⑥ジェンダーや国際性の面を含む取締役会における多様性の確保及び適切な経験・能力等を有する監査役を選任すること
- ⑦企業年金によるスチュワードシップ・コードの受け入れが少ないことを踏まえ、アセットオーナーとしての機能を発揮できるように人事面や運営面を支援すること
- ⑧資本コストを的確に把握した上で、事業ポートフォリオの見直し等の果断な経営判断や投資戦略・財務管理を行うこと

２ 提出した意見の概要

パブコメ対象	提出先	パブコメ期間
A. コーポレートガバナンス・コード改訂案(コード改訂案)	東証	3月30日～4月29日
B. 投資家と企業の対話ガイドライン案(ガイドライン案)	金融庁	3月26日～4月29日

(1) 監査役に必要な能力、知識、倫理観について

A. コーポレートガバナンス・コード改訂案についての意見

<改訂原案>

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する適切十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

<当会の意見>

原則4-11の3～5行目「また、監査役には、・・・・・・選任されるべきである。」を以下の通り変更する。

「また、監査役会は、総合して、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ者で構成され、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」

【理由】

- (1) 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識をすべての監査役が一人でする必要はなく、監査役会の総合力としてバランス良く確保しておけば良いことを明確にする。
- (2) 昨今の企業における不正会計事案は、財務・会計に関する十分な知見と経験を有した監査役の強い指導力で行われた場合が散見されるので、財務・会計に関する十分な知見をもった監査役こそ、特に健全な事業活動倫理に必要な倫理観が求められる。
- (3) さらに、検査偽装、データ改竄等の品質不正事案も多く発生しており、監査役に求められる適切な経験・能力は、財務・会計・法務に限定されず、製造・検査・開発他に関する業務の知見や経験も関与してくることもあり、監査役メンバーが多様な経験・能力を有する総合力を確保していることが重要である。

B. 投資家と企業の対話ガイドライン案についての意見

<原案>

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。

<当会の意見>

3-10を以下の通り変更する。

「監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ人材が選任されているか。」

【理由】

昨今の企業における不正会計事案は、財務・会計に関する十分な知見と経験を有した監査役の強い指導力で行われた場合が散見されるので、財務・会計に関する十分な知見をもった監査役こそ、特に健全な事業活動倫理に必要な倫理観が求められる。

（２）常勤監査等委員・監査委員について

A. コーポレートガバナンス・コード改訂案についての意見

＜当会の意見＞

補充原則 4-4 ②を新設し、下記文言を追加する。

「監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定すべきである。」

【理由】

- (1) 監査役会にその選定が義務付けられている常勤の監査役は、①高度な情報収集能力の発揮、②監査役会が組織的に監査をしていくうえでの要としての役割発揮、③社外取締役及び監査役（全ての非業務執行役員）との間での情報交換・情報共有、意見交換・意思疎通等を図っていくうえでの中核としての役割発揮等が期待されている。また、常勤の監査役は、そのような役割を適切に発揮するよう努力すべきである。
 - (2) 他方、監査等委員会及び監査委員会（以下「両委員会」という。）には、常勤の監査等委員及び常勤の監査委員（以下「常勤の委員」という。）の選定が法的に義務付けられていない。両委員会が情報収集能力を高め、組織的な監査を遂行し、全ての非業務執行取締役間での情報交換や意思疎通を図っていくためには、要となる常勤の委員が不可欠である。非常勤者のみでは、そのような役割を発揮する委員がいなかったため、常勤者を設置している会社と比べ監査の質・量が著しく劣後するだけでなく、社外取締役をはじめとした非業務執行取締役への十分な情報提供や非業務執行取締役間での意見交換・意思疎通がおろそかになり、社外取締役に期待される役割の発揮に支障をきたすおそれがある。
 - (3) 現に両委員会設置会社の多くでは、常勤の委員の役割発揮が有益であるとの認識のもと、常勤の委員が選定されている。
- 公開大会社では、両委員会設置会社の健全性の確保ため、常勤の委員の選定を法的に義務付けるべきと考えるが、少なくともコーポレートガバナンス・コードでは補充原則 4-4 ②を新設し、「監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定すべきである。」という文言を追加すべきである。

B. 投資家と企業の対話ガイドライン案についての意見

＜原案＞

【監査役の選任・機能発揮】

- 3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。

＜当会の意見＞

3-10に、下記文言を追記する。

「また、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員が選定されているか。」

【理由】 コーポレートガバナンス・コード改訂案についての理由と同じ

（３）監査役の内部監査部門への指示命令及び三様監査の連携について

A. コーポレートガバナンス・コード改訂案についての意見

＜当会の意見＞

補充原則4-4③として、下記の文言を追加する。

「監査役は、内部監査部門及び外部会計監査人との連携を確保すべきである。その際に、監査役が内部監査部門に対して監査に関する指示命令を行ない得るように社内体制を整備するとともに、監査役を中心に内部監査部門及び外部会計監査人の三者が一堂に会した情報共有の場を整備し活用すべきである。」

【理由】

- (1) 指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社においては、監査委員会や監査等委員会は内部統制システムに依拠して、必要に応じて内部監査部門に指示命令することによって監査を行うものとされている。一方、監査役については、経営者の指揮命令下にある内部監査部門に対して直接的な指示命令を行うことには、否定的な見解が従来多くみられた。このことが、機動的かつ効率的な監査を実現する上での支障となっている。
- (2) しかし非業務執行役員としては、監査役も監査委員・監査等委員も経営の健全性を確保するための監査という「守りの機能」においては共通であり、また現実内部統制システムの活用と内部監査部門との連携なしに監査役監査を行うことが困難となりつつある。監査役も、監査に関して指示命令を行い得るような社内体制を整備することが、監査の実効性確保のために不可欠となってきた。
- (3) 監査役と内部監査部門及び外部会計監査人の三者の情報共有を中心にした連携は、各々の監査のみならず、経営の健全性を保障する監査機能全体の実効性の確保の上でも不可欠となっている。とりわけ、企業不祥事が後を絶たない中であって、三者が一堂に会した場を設定して内部統制システムの評価や不正リスク・不正の兆候に関して情報交換を行うことは、監査機能全体の実効性向上に大きく貢献すると思われる。

B. 投資家と企業の対話ガイドライン案についての意見

＜原案＞

3-11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

＜当会の意見＞

3-11の後段の文言を下記の通り修正する。

「監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との

適切な連携が確保されているか監査役が内部監査部門及び外部会計監査人と適切に連携し、必要に応じて内部監査部門に対して監査に関する指示命令を行ったり、三者が一堂に会して情報交換を行う場が整備されているか。」

【理由】コーポレートガバナンス・コード改訂案についての理由と同じ

（４）監査役の指名について

A. コーポレートガバナンス・コード改訂案についての意見

＜改訂原案＞

補充原則 4－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

＜当会の意見＞

任意の諮問委員会の諮問対象に監査役の指名も含まれることを明確にするため、4－10①の末尾に下記の文章を挿入する。

「監査役の指名については、独立社外取締役及び監査役を主要な構成員とする諮問委員会を設置することにより、監査役の機能の独立性・客観性を確保すべきである。」

【理由】

- (1) 監査役が独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査するためには監査対象から人事的に独立していることが必須である。しかるに多くの場合、最高経営責任者が実質的に選任権を持っているのが実情である。こうした人事的脆弱性が、海外の投資家から日本の監査役制度が評価されない大きな理由となっている。
- (2) 最高経営責任者が実質的に監査役を選任するという最大の問題を回避するためには、監査役の指名について独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会が原案策定に関与することが有力な方策となる。その際には、監査役として求められる資質や能力は取締役や執行役員と同じではないことから、監査役候補としての適性の有無の判断について監査役会の意見が反映されるべきである。そのためには、諮問委員会には監査役が参加することが必要となる。

以 上